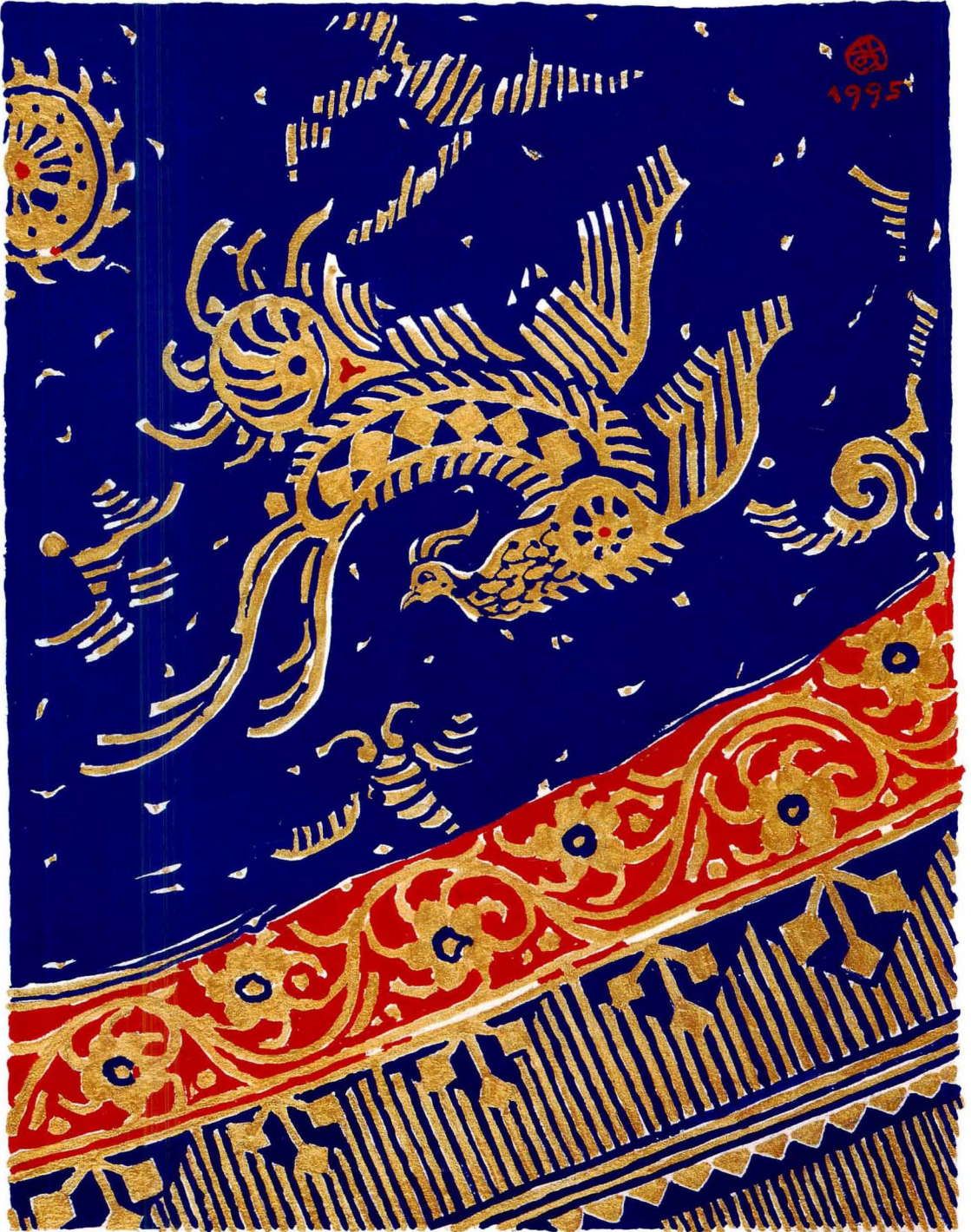


社団法人 町田法人会報



ジャワ截金更紗（きりがねさらさ／ジャワ島にて） 三橋 國民 氏 画

平成7年.1月.No. **50**



増強運動のご労苦に感謝を

社団法人町田法人会 会長 石井 儀 一

新年あけましておめでとうございます。輝やかなし新春を迎え会員様ご事業の弥栄とご健勝を心からお慶び申し上げます。

いつも当会の運営に当り、役員の皆様を始め、会員の方々には格別のご理解とご協力を賜わり厚くお礼を申し上げます。

また町田税務署守屋署長様他幹部の方々並びに、東京税理士会町田支部の諸先生方には、機にのぞみ、折りにふれて適切なるご指導、ご支援のお陰をもちまして大過なく新年を迎える事が出来ました。誠にありがとうございました。

さて昨年をふりかえって見ますと、当会幾多の事業活動の中でも、恒例となっており又法人会永遠の課題である会員増強運動を10月11日の2ヶ月間、東法連傘下48法人会が一斉にスタート致しました。当会は10月3日の会員増強決起大会を皮切りとし、19地区会が力強く運動を展開致しました。景気回復の兆しが見えて来たとは申せ実感ではまだまだの感も深く、大変なご苦勞をなさった事と心より感謝申し上げます。

その成果は所期の目標には及びませんでした。11月末で4,335社となり、加入率、増加率共に東法連傘下48法人会中上位にランクされる健闘ぶりは他会の注目の的となっております。

地区会役員さん方のご努力とご入会頂きました会員さん方にお礼を申し上げますと共に、今後更なるご協力をご期待致します。

昨年11月10日挙行されました町田税務署納税表彰式に於て、当法人会より国税局長表彰を始め、署長表彰3名、感謝状2名の方々（4頁でご紹介）受彰の栄に浴されました。誠に喜ばしく心よりお祝を申し上げますと共に、今後より一層のご精進を賜わり納税思想の高揚に又会発展にご尽力下さいます様心からお願い申し上げます。

又昨年10月15日「税を知る週間」の協賛行事として開催致しました公開講演会には300名に及ぶ会員様のご参加を頂き誠にありがとうございました。「村山内閣の課題と政治経済の行方」と題し当代超一流の講師三宅久之先生を招いての講演会で行って頂きました。その熱弁に時には笑いもあり優れた話術は聴衆を魅了するに充分でございました。（6頁掲載）

会員企業のお役にたち、地域社会に貢献出来ます事を会の基本理念と致し、今後共鋭意努力する次第でございますので、当会の事業活動にご協力ご支援下さいます様宜しくお願い申し上げます。

終りになりましたが会員企業のご発展とご健勝をお祈りして年頭のご挨拶と致します。

目次

ご挨拶 石井会長 ご挨拶 守屋署長.....	2
平成6年度 納税表彰.....	4
税を知る週間行事報告.....	6
地区会活動報告.....	8
消費税Q&A.....	9
我が地区会のユニークな 会員企業を紹介します.....	11

部会だより.....	12
委員会よりお知らせ.....	14
取引相場のない株式の評価・東法連.....	16
税務署からのお知らせ.....	18
短歌・俳句欄.....	20
事務局だより.....	21



年頭のご挨拶

町田税務署長 守屋隆喜

新年あけましておめでとうございます。

平成7年の新春を迎え、社団法人町田法人会の会員の皆様方に謹んで新年のお慶びを申し上げます。

旧年中は、石井会長をはじめ役員の方々並びに会員の皆様方には、税務行政に対して深いご理解と暖かいご支援を賜り、お陰様を持ちまして、署の事務運営も順調に推移してまいりましたことを、この紙面をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

顧みますと、貴法人会におかれましては、強い結束のもと組織拡大のための会員増強に熱心に取り組まれ、この厳しい経済状況下におかれましても多数の会員増加を達成されております。

また、事業活動におかれましても、「公開講演会」や「地区研修会」をはじめ各種の研修会を数多く開催し「研修参加者倍増運動」では全国法人会総連合（全法連）から表彰されております。

さらに、「実務簿記講習会」や「ワープロ・パソコン教室」など会員のニーズに応えた魅力ある事業活動を展開され、会活動の活性化を図るとともに、「フェスタまちだ」や「税を知る週間」等の各種行事につきましても積極的に参加をされ、税知識の普及と納税道義の高揚のためにご尽力いただきましたことに、心から敬意を表しますとともに、本年も引き続き充実した事業活動・組織強化等を推進され、より一層飛躍されることをご期待申し上げます次第でございます。

ところで、税務行政を取り巻く環境は、納税者の増加に加えて、経済構造の変化や経済取引の広域化・国際化が著しく、量・質ともに厳しさを増しております。さらには、所得税減税、消費税率の引き上げ、土地・住宅税制の見直しなど、税への関心はかつてない高まりをみせております。

このような状況の中にあっても、私ども税の執行に携わるものとしたしましては、今後とも社会経済の変化に対応したより適切な事務運営に努めるとともに、皆様方と長年にわたって培ってまいりました信頼関係と協力体制を引き続き大切に、税の本来の使命であります適正・公平な課税の実現と信頼される税務行政の確立に向けて、積極的な広報、親切な相談・指導を行うべく、職員一同不断の努力を積み重ねてまいり所存であります。

しかしながら、その実現は私どもの力だけでは到底なし成し得るものではなく、法人会をはじめとする関係民間団体の方々のご支援・ご協力があってはじめて実現するものでございます。

どうか、会員の皆様方におかれましては、税務行政の適正かつ円滑な運営に今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、この新しい年が社団法人町田法人会の一層飛躍の年でありますよう祈念するとともに、会員の皆様方の事業のご繁栄並びにご健勝を心から祈念いたしまして新年のご挨拶といたします。

平成6年度 納税表彰式

当会役員を含む16名の方々が受彰



晴れの受彰。ご夫妻お揃いで

平成6年度町田税務署長納税表彰式が、平成6年11月10日、ホテル ザ・エルシィ町田にて挙行されました。守屋税務署長から、当

会役員を含む16名の方々に表彰状または感謝状が贈呈されました。

栄えある表彰を受けられた方々はいずれも永年にわたり法人会あるいはその他の税務協力団体の要職にあって、納税道義の高揚、税知識の普及に寄与された方々です。

また、10月27日には、東京プリンスホテルにおいて、東京国税局長納税表彰式が挙行され、当会の萩生田副会長が表彰の栄に浴されました。なお、萩生田副会長には、10月20日、町田都税事務所小風所長より都税感謝状が贈呈されています。



[税務署長表彰]

ワタヤ商事 株式会社

加藤 史朗 殿 (厚生委員長)

昭和60年当会理事に就任。以来、青年部会長、会員増強委員長を歴任。平成5年5月、厚生委員長に就任。厚生事業の責任者として意欲的に活動するとともに、成瀬地区副会長として地区研修会等を積極的に開催するなど、会員の税知識の向上と納税道義の高揚に寄与している。



[税務署長表彰]

有限会社 しんぞかや

木目田 元 殿 (総務委員長)

昭和61年、当会理事に就任。以来、組織の充実強化に努めている。平成元年、常任理事に就任。南第2地区会長、成瀬地区会長を歴任し、同地区会をよく取りまとめ、地区研修会等を積極的に開催するなど、会員の税知識の向上と納税道義の高揚に寄与している。



[税務署長表彰]

丸川スレート 株式会社

野川 清 殿 (税制委員長)

平成元年、当会理事に就任。以来、会員増強運動に積極的に参画し、組織の充実強化に努めている。

平成3年、税制委員長に就任。会員の租税に対する研究心を高めるため指導力を発揮し、会員の税知識の向上と納税道義の高揚に寄与している。

[税務署長感謝状]



株式会社 久美堂 小川 忠克 殿（広報委員長）

平成5年5月、当会広報委員長に就任。以来、会員増強運動に積極的に参画し、組織の充実強化に努めている。

永年にわたり広報事業に携わり、法人会会報・法人会ニュースの発行等、事業活動の推進に優れた指導力を発揮している。

[税務署長感謝状]



有限会社 アローエンタープライズ 矢沢 武 殿（本町田地区会長）

昭和62年、当会町田北第2地区会班長に就任。会員増強運動に積極的に参画し、平成3年5月、常任理事・本町田地区会長に就任。以来、地区会をよく取りまとめ地区研修会を積極的に開催するなど、会員の税知識の向上と納税道義の高揚に寄与している。

[税務署長感謝状]



有限会社 斉藤楽器制作所 齋藤 正 殿（研修委員・青年部会会計）

平成2年5月、間税会の常任理事に就任。税制担当として会の発展及び会員に対する税知識の普及等に尽力している。

なお、当会研修委員及び青年部会役員としても活躍している。

萩生田副会長 国税局長表彰をうける



萩生田産業株式会社 萩生田 博 殿（副会長）

昭和44年、町田法人会副会長に就任。正しい税知識の普及及び納税道義の高揚並びに同会の社団化に向けて多大な貢献をした。

昭和55年、当会の鶴川地区会会長に就任。

平成3年、副会長に就任。以来、その優れた指導力で会活動の活性化を図るとともに、税務行政の円滑な運営に大きく寄与している。

受彰歴

昭和47年 八王子税務署長感謝状

昭和48年 八王子税務署長表彰

平成2年 青色申告制度40周年記念町田税務署長感謝状

「みんなで知ろう、みんなの税。」

税を知る週間にいろいろな催し

税を知る週間は例年11月11日から11月17日まで。昨年も「みんなで知ろう!」と呼びかけて、多くの催しが行われた。

法人会でも、恒例となった公開講演会を開催して協賛した。

公開講演会

11月15日、ホテル ザ・エルシイ町田において開催。講師には著名評論家の三宅久之氏をお迎えして「村山内閣の課題と政治経済の行方」と題しての時局講演をお願いした。

当日は、多くの会員がつめかけて、用意していた300の席はほぼ満席となった。

(講演要旨別掲)



政治家は歴史観とか国際感覚がなくちゃ——



会への貢献にたいして会長からおひとりおひとりに——

功績表彰式

講演会に先立って会員功績表彰が行なわれた。ご来賓守屋町田税務署長ほか幹部の方々の見守る中、多くの会員の祝福をうけながら、受彰者ひとりひとりに石井会長から表彰状と記念品が贈られた。



一日税務署長は「エノさん」の愛称で親しまれているTBSの榎本アナウンサー

三宅久之氏講演

「村山内閣の課題と政治経済の行方」

村山さんは相談ずくで物を決めていく。旧連立に比べて新連立の方が良く議論する。その点、細川さんより村山さんの方がいい。しかし社会党というのは親子代々の浪人ぐらしみたいなもので、その垢は一日や二日ではとれない。物のとらえ方が情緒的というか、センチメンタルです。政治はやさしくやることは大事だけど、筋だけは守らなければいけないのに、例えば被爆者援護法にみるように、曲げてしまう。

政策決定の中でも、私が一番心配したのは



政治・経済の先行きは——満員の会場

税制の問題です。旧連立が一率20%減税をやったが、上は200万円まで打ち切りになっている。これが社会党色の強い税制のあらわれです。

日本の場合、中高所得者が過剰な負担をしている。それを減税するというは理に適ったことだと私は思っています。

徳川時代でも五公五民だったのに、いま高い人には国税地方税あわせて65%かかっている。金持ちは、だから節税を考える。

税金は、うんとかければうんと取れるというのは錯覚です。サッチャーさんは税率を下げたら税収が増えた。いちばん働いている人に重税をかけるのは悪税だと思うのだけど、社会党は上の方を収奪しても下の方を厚くするというのをやる。

私は税調にいた時、消費税に賛成していた。すると或る人達が税制改革は全国民の合意を得た上でやらなければいけないと言う。私はそうは思わないと言ってやった。税制には皆が成程と思うものはない。全部が合意しなければと言うのは、やるなど言うことだ。

高齢化社会になるのに直接税の比率が70%以上もあるようではいけない。いまの税制は中高所得者に重すぎる。それから直接税に頼りすぎる。先に高齢化社会になったヨーロッパで出来ていることが何故出来ない。

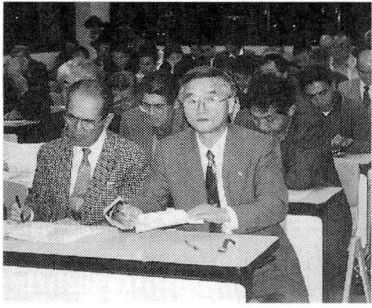
土井たか子さんは、消費税は貧乏人いじめ、絶対阻止しなければならんと言って票をとった。3%の消費税で巷に首吊りが続出するとも言ったが、消費税25%のスウェーデンでもそんなことはない。直間比率がどの程度なら妥当かという議論ならわかるが、消費税はダメ!というような、政治家としてああいう議論をやってもらっちゃ困る。社会党が政権党になったから、増減税一体案も一諾にやることになって、いくらかましたと思うけど。

国際問題では、いまアメリカが内政干渉してくる。わがままを言うてくる。しかしアメリカには50年間お世話になってきたのだから対米政策については心配りをしていかなければならない。日本に対する或る種の敵意みたいなものに心していかなければならない。昔オランダは軍事力で侵略したのでもないのに漁業進出をイギリスに恨まれて焦土と化した。

社会党政権とか村山さんには、そういう歴史観とか国際的な感覚というものがない。そういう政権が長く続くと大変危険だと思う。

(抜粋・文責事務局)

地区会活動報告



参加者が続々と——
南4地区合同研修会

南地区合同研修会

月 日 11月1日
会 場 シュテルン東名横浜 3階会議室
テーマ (1) 上手な増資のしかた
— 最低資本金制度の法人税務 —
(2) 「どうなるの？相続税」ビデオ上映他
講 師 法人課税第1部門 西本統括官
同 根本上席指導官
参加者 64名



いい家庭サービスができました。
学園・大谷、本町田合同研修会

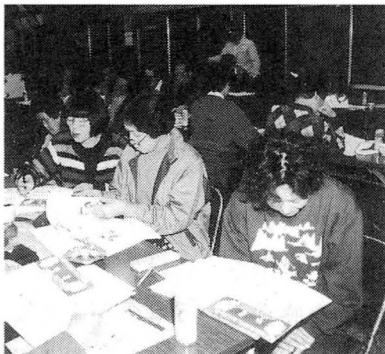
学園・大谷、本町田地区会合同見学研修会

月 日 11月12日
テーマ 清里美しの森散策とりんご狩りの旅
参加者 64名

公開税務研修会

(地域的一般の方にも参加を呼びかけた)

月 日 11月22日
会 場 玉川学園文化センター 2階ホール
テーマ 相続税、地価税、公示価格の関わり
講 師 個人課税第5部門 武田統括官
法人課税第1部門 根本上席指導官
参加者 27名



いつもすすんで出席。
小山地区研修会

小山地区会公開税務研修会

月 日 11月30日
会 場 小山第2町内会館
テーマ (1) 「どうなるの？相続税」ビデオ上映
(2) 相続税と譲渡所得税
講 師 個人課税第5部門 武田統括官
法人課税第1部門 根本上席指導官
参加者 30名

外注費等の取扱い

Q. 当社は、建設を業とする法人です。原価の中で外注費の占める割合が大きいのですが、外注費の取扱いについて教えてください。



A. 製造業、建設業をはじめとして多くの業種に見られるように、他の事業者に対してある仕事の完成を請け負わせ、その仕事の完成に対し報酬を支払った場合には外注費として経理処理しています。

消費税においては、他の事業者に請け負わせた仕事の完成に対する報酬として支払う外注費は、原則として、課税仕入れに該当します。ただし、雇用契約又はこれに準ずる契約に基づく給与と認められるものは課税仕入れに該当しません。

1 外注工賃と給与の区分

給与であるか請負による報酬であるかは、雇用契約又はこれに準ずる契約に基づいて行う役務の提供であるかによって判定することとなりますが、このような契約の有無が明らかではない場合には、例えば、次のような事項を総合勘案して判定します。

- ① 役務の提供の内容が他人の代替を容れるか（容れる場合は請負）
- ② 役務の提供に当たり他の事業者の指揮監督を受けるか（受ける場合は給与）
- ③ まだ引渡しを了していない完成品が不可抗力のため滅失した場合等においても、権利として既に提供した役務に係る報酬の請求をすることができるか（請求をすることができる場合は給与）
- ④ 役務の提供に係る材料又は用具等を供与されているか（供与されている場合は給与）

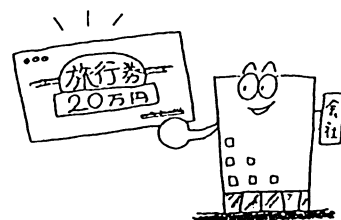
2 大工、左官等に支払う手間賃

建設業者が、大工、左官等に支払う手間賃は、上記1の外注工賃と給与の区分により判定することとなります。しかし、一般的には大工、左官等は個人事業者と考えられることから、手間賃の支払が雇用契約又はこれに準ずる契約に基づく給与等の支払と認められる場合を除き、課税仕入れに該当します。

(東京国税局消費税課 監修)

福利厚生費の取扱い

Q. 当社は、今回初めて5年及び10年の永年勤続者に対する表彰を行うこととしました。この際、永年勤続者を旅行に招待しようと考えています。表彰式の際のパーティー費用及び旅行費用などについての消費税の取扱いを教えてください。



A. 福利厚生費は、一般に役員や従業員の福利厚生を目的として支出する費用です。法人税においては、交際費又は給与と密接に関連しているのでしばしばその区分が問題になりますが、消費税においては、これらの区分に関係なくその支出の内容に応じて課税仕入れに該当するかどうかを判定することとなります。

1 表彰式などの費用

永年勤続者に対する表彰式の費用として支出する会場借上費、飲食費、記念品購入費などは課税仕入れに該当します。

2 旅行に招待する費用

旅行費用として旅行会社に支払う費用は課税仕入れに該当します。

また、旅行費用として一定金額を従業員に支給した場合には、旅費宿泊費などの領収書を徴していれば課税仕入れに該当します。

ただし、海外旅行は免税又は国外取引に該当しますから課税仕入れに該当しません。

3 旅行券などの支給

原則として、旅行券・商品券などの物品切手等の購入費用は、不課税（又は非課税）となるため課税仕入れに該当しませんが、従業員が引換給付を受けたときに、会社が自ら引換給付を受けたものと同様の状況にあると認められますから、仕入税額控除の対象となります。

ただし、その旅行券が海外旅行に係るものである場合には、免税又は国外取引に該当しますから課税仕入れに該当しません。

(東京国税局消費税課 監修)

おいしい水を造る浄水活水器の開発に成功した(株)田中食器厨房

広報委員 旭町地区会 酒 巻 敬

例えば山中湖村や忍野村でお茶やコーヒーを飲むと軽ろやかでクセを感じない。飯や味噌汁も柔らかい美味しさがある。水道の水を使っても、である。

23区に比べれば、町田の水はまだしもませんが、それでも美味しいとは言えない。

原因は、都市水道は消毒のために塩素を使い、これが味を悪くしているのだ。さらにカビ臭やら極微量とはいえ鉄管の赤錆も影響している。

(株)田中食器厨房の田中社長は、不味い都市水道を美味しくする研究に三年余りの歳月をかけ、半年前に開発に成功した。

「浄水活水器」=愛称フレッシュ・ウォーター。日本水道協会の認定品である。(右下の写真)

装置の機構は、①まず不純物をフィルターで除き、②特製の高純度活性炭で濾過することにより塩素・カビ臭・赤錆を除去、③粒状角閃石という天然鉱石で水中の有害物質を分解あるいは吸収し、鉱石に含まれているカルシウムやマグネシウムを溶出して良質なミネラル水にし、④さらに機能性セラミックスを通過させることにより水の分子構造を小さくして活性化するというもの。当然、健康増進にもズバリ。

これらの機構はカートリッジ内に仕組まれているが、特記すべきは能力が大容量化されて、ホテル・レストラン・マンションなどの集合住宅・病院・工場オフィスなどに活用で



明るいお店 (株)田中食器厨房ショールーム

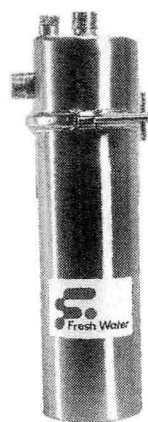
きる点である。

勿論、家庭用もある。1台つければ、家庭内のすべての蛇口から浄水が得られる。

目下の課題は、新製品の常として、販売ルート確立。

(株)田中食器厨房(旭町2-3-3、田中利明社長)は旧警察通り沿い、滝の沢三叉路から駅に向かって300mの左手、高級食器などの卸・小売りとして有名だが、甘んずることなく、延長線上とはいえ新製品に挑戦し成功した姿勢は、企業人としての夢一杯である。

柔軟で笑みを絶やさない田中社長のもと、社員もそれぞれフレッシュに活気に満ちている。田中社長は旭町地区会副会長でもある。



わかり易い年末調整と特別減税の研修

源泉部会では、年末調整の時期をひかえて、わかり易い解説をと、町田税務署・町田市役所の担当の方に講師をおねがいして研修会を催しました。11月14日、八千代銀行町田支店5階会議室は、80人の部会員で埋まり事務局をあわせてさせる程でした。

町田税務署秋元副署長の挨拶ではじまった研修は、かつてない特別減税の事務手続きなどもまじえて、すぐに役立つ説明ばかりでした。

源泉部会 部会長 朝見 茂久

このほか、例年の年末調整事務等説明会が町田税務署・町田市の共催で、11月17日から11月28日までに5回、各市民センターなど4か所で行われ、前記の研修会をあわせて、その参加者は約700人を数えました。

当源泉部会でもいろいろとお手伝いをさせてもらいました。ことしの担当役員は森田・相馬・津田・佐藤・松原・野口・大沢・長尾・丸田（順不同）の皆さんでした。お疲れさまでした。

見学研修会に参加して

婦人部会は、11月8日に税務見学研修会を実施いたしました。出席者は部会員30名。税務署より2名出席して頂きました。

バスの中では、根本上席指導官より夫婦間で居住用の財産の贈与があった時などの税金クイズ、西本統括官からはビール百科についてのお話。ビールは心臓血管系の病気予防には1日1本から1.5本以内のビールが有効であるとされているとお聞きし、大変勉強になりました。

よい天気にも恵まれ八景島シーパラダイスへと行きました。イルカのショーを見たり、水

婦人部会 幹事 藤原 公子

族館では大きな水槽の中を登って行くエスカレーターに乗ると海底を探検する気分でした。午後、ランドマークタワーに登ると富士山が見えたり、入り組んだ高速道路とベイブリッジ、海や住宅など素晴らしい景気でした。最後に行った麒麟横浜ピアビレッジではオートメーション化して、働いている人がほとんど見えない職場でした。大企業は人でなく機械が主で合理化しているのが感じられました。

3ヶ所の見学とバスの中での税務研修は実に有益な1日でありました。

勉強になった税務研修会

婦人部会 島野 春代

12月9日、税務研修会「知って得する相続

税の知識、が行なわれました。40人参加のも

と、ビデオにつづき、秋元副署長、西本統括官のご挨拶のあと武田統括官の講話、そして質疑応答と続き、一つ一つの質問が身近なテーマばかりでとても勉強になりました。そのなかでも最近ご主人を亡くされた方の、保険金についての質問は、法人になって間もない私にとって、とても親近感のもてる質問でした。相続税についてのお話の中でも、地価の

変動については、母を一昨年亡くした折、少々勉強したことを思い出し、武田統括官の「今年のこの地域の地価は上昇しています」とのお話をお聞きして、母は、私達に最後のプレゼントをしてくれたのかしら？と、胸が熱くなってしまいました。とても良い研修会に参加できて、計画して下さった皆様に感謝致します。

部会だより

青年部会

全国青年の集い・富山大会に参加して

青年部会 幹事 東 條 実

去る11月4日、富山市公会堂・名鉄トヤマホテルで行なわれた第8回法人会全国青年の集い・富山大会に、村松副部長、岩崎幹事、志水幹事の4名で参加してまいりました。昨年の青年の集い・広島大会において、青年部会員は「税の情報発信基地」としての役割を果たしていくとの決意を表明し、その成果を継承・発展させるべき、①自己利益追及型から共生型へ（共生意識への転換）、②税金は社会の共益費（税に対する主体的な意識）③企業の社会貢献はよりよい地域社会づくりの礎（企業市民の自覚）、以上の三つの基本コンセプトを設定し、総計1826名の参加者で開会されました。

式典はオープニング、大会旗入場に始まり、国歌斉唱、富山大会会長澤田悦守氏の「歓迎

の言葉」、(財)全国法人会総連合副会長川口巧氏の挨拶と続き、国税庁法人税課長田中正昭氏、富山県副知事など多数の御祝辞を頂き、富山宣言(以下)を宣言しました。『今日、わが国は、国内的には来るべき高齢化社会への適切な対応が、対外的には国際社会の一員としての責任を、十分に果たしていくことが求められています。われわれ法人会青年部会員は、「よき経営者をめざすものの団体」の次代を担う者としてこのような時代の変化に対応するため、①われわれ自らが、自己利益追及型から、社会とともに発展を目指す「共生」意識への転換。②「税金を取られる」という意識から、「社会のコストを積極的かつ公平に負担し合う」という税に対する主体的な意識への転換。③地域の一員としての社会的責任を果たす企業市民としての自覚の確立が必要であるとの認識に基づき、ここ富山においてわれわれは、自らを変革するとともに、法人会活動を通じて企業の繁栄と社会への貢献に努め、公正で活力ある社会の実現の担い手たらんとすることを宣言します。』最後に、次回開催北海道大会会長荒田一正氏に大会旗が伝達され式典は終了しました。



青年です。町田代表です。

パソコン教室 初・中級実務簿記講習会実施報告

第2回パソコン教室 参加者41名に修了証書

昨年、好評を頂きました「初心者のためのパソコン教室」は、受講日数を増やし内容を充実させて去る10月19日より全5日開催しました。最終日の11月16日には、41名の方々が

無事に修了。修了証書と記念品が手渡されました。

今までキーボードが苦手だったという方から、もっとパソコンを習いたいと感想を寄せて頂きました。

初・中級実務簿記講習会 参加者50名に修了証書

平成6年度の初級実務簿記講習会は、去る6月2日より。中級実務簿記講習会は、9月22日より。会場は共に、町田商工会議所2階会議室をお借りしました。講師には、東京税理士会町田支部所属の植田先生（初級）、箱崎先生（中級）をお迎えし、それぞれ10日開催しました。

講習は毎週木曜日の夜6時から8時30分まで行なわれますが、受講者の皆さんは仕事を終えたあと会場を訪れ、2時間半の講習を受けるスケジュールを2か月以上続けます。それぞれの最終日には、石井会長と町田税務署の西本統括官、根本上席指導官が臨席され、「大変ご苦労さまでした。」と労いの言葉と祝辞を頂戴しました。



簿記講習めでたく修了。さっそく実務に……



うん、少しずつわかってきたぞ……パソコン。

第2回パソコン教室修了者名簿

事業所名	氏名
(有)新井商店	新井新一
(有)木村ドラフティング	木村明美
(有)都南警備保障	田中香代子
(有)ヤマモト建築設計	山本圭子
ミック電子(有)	石川毳さ枝
(株)さくら建物	江成勝敏
(有)岡村インテリア	岡村正一
清和建設(株)	清水和枝
太陽商事(株)	岡本勇一
太陽商事(株)	佐藤勝男

事業所名	氏名
野村証券(株) 町田支店	小野澤美紗
(株)ヒロタ	関広彰
朝日新聞町田販売(株)	佐藤由利子
富士興産(株)	長尾誠
(有)宮脇工務店	三條礼子
(株)アユミ電機	皆川文夫
(株)アユミ電機	皆川和江
(有)小野路企画	細野三記子
(株)クレックス	江間由佳子
(株)日本防錆化工	増田正重

事業所名	氏名
(有)輝道	重田 勇
㈱インターナショナルケーブルネットワーク	飯田 稔
(有)小池工業	須藤 友代
(株)日基	松本 清美
(有)北島内装	北島 友和
(有)セイシン	中光 義二
(株)五十子商店	五十子 毅
白井産業(株)	白井 恵理子
エムティオートメ(株)	青木 三千年
エムティオートメ(株)	前田 昌宣
エムティオートメ(株)	伊藤 範子
エムティオートメ(株)	倉田 智加子
日本ビシェイ(株)	森 代子
山下倉庫(有)	山下 恵美子
エービーユー(株)	浦上 和子
(株)日本デザインパブリシティ	藤浪 邦治
(株)オートゼブラ	山口 恭平
世田谷精機(株)	内田 壮
坂見測量(株)	海老原 修一
(株)千代田	丸 きく枝
(株)千代田	中沢 邦子

初・中級実務簿記講習会修了者名簿

事業所名	氏名
和興通信システム(株)	明石 知子
アマノ工業(株)	天野 若代
(有)光電社	荒川 裕子
(有)亀屋水産	五十嵐 富枝
(株)ケーユー	井上 勇
(有)井上商事	井上 一郎
(有)エヌケイテクニデザイン	今田 啓子
(有)協同建設	大河原 美智子
(株)医泉	大倉 光子
(有)岡村インテリア	岡村 正一
(有)小川屋	小川 和俊
(有)小沢屋	小川 誠
和興通信システム(株)	加藤 淳子

事業所名	氏名
(有)東京リノベーション	加藤 由紀
(株)セム技術	川内 努
(有)虎洲塗装	北原 可代子
(株)テック	北村 美代子
近江建設(株)	久米田 和子
(有)近藤電気	近藤 姿子
朝日新聞町田販売(株)	佐藤 由利子
(有)オフィス・コマツ	沢田 理恵
(医・社)芙蓉会 芙蓉病院	四ヶ所 大
(有)カズーサ	市東 千幸
(株)町田建築測量	清水 智江
(株)デンセイ	清水 善弘
(有)アーム・サービス	白井 隆
(株)松田設備	鈴木 一恵
(株)インテリジェント・サイエンス	鈴木 美和子
(有)早川急送	高崎 恵子
(株)前田組	高沢 亮子
富士興産(株)	高田 雅彦
(有)大和屋商店	高橋 美智子
(株)ケーユー	竹浪 崇
(有)都南警備保障	田中 香代子
協英印刷工業(株)	田中 泰子
(有)タマキ建築設計事務所	玉城 淳子
(株)コムテック	戸波 千絵子
(有)マルゲン	仲井 歌子
(株)鶴川自動車	中野 智子
(株)菊甚	永井 ノブ子
(有)エヌケイテクニデザイン	長友 美恵子
富士興産(株)	名嶋 学
(有)林商店	林 佐智代
(有)林商店	林 剛
(有)ヤマギシズム生活実顕地生産物多摩供給所	春木 顕司
(有)宮崎建装	宮崎 直純
(株)陽行建設	森 君子
(有)オリーブ	柳 沼正子
震探解析(株)	山田 みすず
(株)山田メンテナンス	山田 睦子

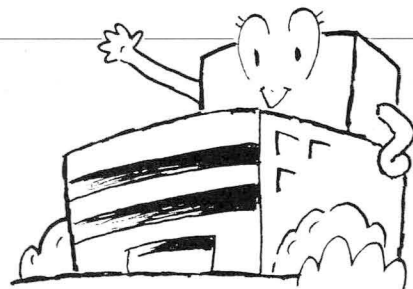
取引相場のない株式の評価

大会社の区分は従業員100人以上に

“財産評価基本通達”一部改正される

平成6年6月27日付で「財産評価基本通達」の一部が改正され、取引相場のない株式を評価する場合における会社規模区分などについて、見直しが行われました。

取引相場のない株式の価格評価について、どの評価方式をどんな規模の会社に適用するか区分の見直しは11年ぶり、今回の改正点のあらましは次のとおりです。



1. 取引相場のない株式評価上の区分

取引相場のない株式を評価する場合における会社規模区分について、資本金1億円基準が廃止され、これに代えて「従業員100人以上の会社」が大会社とされました。

——類似業種比準方式を適用する大会社の基準については、これまで①資本金1億円以上、②総資産額が10億円以上、③取引金額が20億円以上、のいずれかに該当する会社という3要件がありました。

①の「資本金1億円以上」という基準は、当時の上場基準を念頭に、昭和39年の基本通達で定められたものです。しかし、時の経過とともに現在では1億円で会社を設立するのは容易な状況となっています。そこで形骸化したこの「資本金1億円以上」という基準を廃止し、「従業員数100人以上」という従業員数区分が新たに導入されたものです。

さらに、②の「総資産額が10億円以上」の基準についても「従業員数が50人を超える会社」という従業員数区分が新たに加味されました。

③の「取引金額20億円以上」という基準はそのままとなっています。

また、中会社についても、大会社と同様、従業員数区分が新たに設けられました。

なお、小会社については、今回の通達改正では変更がありません。(表1参照)

従業員数の判定にあたっては次の算式によります。

$$\text{直前期末以前1年間の継続勤務従業員の数} + \frac{\text{継続勤務従業員以外の従業員の直前期末以前1年間における労働時間の合計時間数}}{1,800\text{時間}}$$

※継続勤務従業員とは1週間当りの労働時間が30時間以上のものをいいます。

2. 取引相場のない株式の評価の原則(中会社の細分化と併用方式に適用するLの割合)

中会社は、評価にあたり、従来、「大」または「小」の2区分となっていたが、取引金額基準または従業員数を加味した総資産額基準のいずれかにより、「大」、「中」、「小」に3区分されました。この場合、加味される従業員数の規模は、従業員数が50人以下の会社は「大」には該当しない、30人以下の会社は「中」には該当しない、10人以下の会社は「小」には該当しないものとされました。

また、併用方式における「類似業種比準方式の適用割合」(Lの割合)は、従来、中会社の「大」に区分されていた場合には0.75、同「小」では0.50となっていたものが、今回の改正で中会社の「大」に区分される場合には0.90、同「中」では0.75、同「小」では0.60とされました。

——大会社と小会社の間の「中会社」は、類似業種比準方式と純資産額方式を併用し、両者をど

んな割合で適用するかは、「中会社」をさらに「大」、「中」、「小」に細分化して決定することになりました。

ここで注記すべきこととして、中会社「小」のL割合が、0.50から0.60となったことで、これまで実質的な差がなかった小会社との基準が明確になりました。

ちなみに、純資産価額方式で評価する小会社については、昭和58年の改正でL割合を0.50として中会社に使用する併用方式によることもできるとされ、中会社の「小」と何ら変わりはありませんでした。

なお、総資産額が5000万円未満で、かつ取引金額が8000万円未満という従来の小会社の基準はそのままとなっています。(表2参照)

3. 評価差額に対する法人税額等に相当する金額

評価会社の株式を純資産価額方式で評価する場合において、評価会社の所有する資産のなかに、現物出資により著しく低い価額で受け入れた株式等があるときは、原則として、その現物出資のときのその取引相場のない株式等の価額(相続税評価額)と、その現物出資による受け入れ価額との差額(現物出資受け入れ差額)に対する法人税額等に相当する金額は、純資産価額の計算上、控除しないこととされました。

——純資産価額方式による株式の純資産価額の算定上、評価差額に対する法人税額等に相当する金

表1 会社規模区分

規模区分	区分の内容		直前期末における純資産価額及び従業員数	直前期末以前1年間における取引金額
大会社	課税時期直前期末1年間に雇用している従業員数が100人以上の会社又は右のいずれか一に該当する会社	卸売業	20億円以上で従業員数50人超	80億円以上
		卸売業以外の業種	10億円以上で従業員数50人超	20億円以上
中会社	課税時期直前期末1年間に雇用している従業員数が100人未満の会社で右のいずれか一に該当する会社	卸売業	8千万円以上で従業員数10人超	2億円以上80億円未満
		卸売業以外の業種	5千万円以上で従業員数10人超	8千万円以上20億円未満
小会社	課税時期直前期末1年間に雇用している従業員数が100人未満の会社で右のいずれにも該当する会社	卸売業	8千万円未満又は従業員数10人以下	2億円未満
		卸売業以外の業種	5千万円未満又は従業員数10人以下	8千万円未満

額は控除されることとなっています。これは、個人が財産を直接所有する場合と、株式という形態を通じて間接的に支配している場合との差を考慮した相続税課税上の配慮から行われているものです。

しかし、経済的合理性のない行為により意図的に時価を圧縮している場合までも、その圧縮額に対応する法人税等相当額の控除を行うことは適当ではないとすることにより今回改正が行われたものです。

☆☆☆☆

この改正の適用時期は、平成6年8月1日以後に課税時期が到来する相続からとなっていますが、本年1月1日以降の相続開始分に適用しても差し支えないこととされています。ケースによって有利、不利の両面が考えられますので十分な注意が必要です。

●類似業種基準方式の計算式(大会社の株式の評価)

$$A \times \left(\frac{B}{B} + \frac{C}{C} + \frac{D}{D} \right) \times 0.7 = \text{類似業種基準価額}$$

- A: 類似業種の株価
- B: 課税時期に属する年の類似業種1株当りの配当金額
- C: 課税時期に属する年の類似業種1株当りの年利益金額
- D: 課税時期の属する年の類似業種1株当りの純資産価額(帳簿価額)
- ①: 評価会社の直前期末における1株当りの配当金額
- ②: 評価会社の直前期末以前1年間における1株当りの利益金額
- ③: 評価会社の直前期末における1株当りの純資産価額(帳簿価額)

●純資産価額方式の計算式(小会社の株式の評価)

$$\frac{\text{資産の合計額} - \text{負債の合計額} - \left(\frac{\text{相続税評価額による資産の合計額} - \text{負債の合計額}}{\text{相続税評価額} - \text{負債の合計額}} \right) \times 51\%}{\text{発行済株式総数}} = \text{1株当りの純資産価額(相続税評価額)}$$

●類似業種基準方式と純資産価額方式との併用方式(中会社の株式の評価)

$$\text{類似業種基準価額} \times L + \text{1株当りの純資産価額} \times (1-L) = \text{評価額}$$

表2 中会社の併用方式に適用するLの場合

①従業員数を加味した直前期末における純資産価額に応ずる割合

	小	中	大
卸売業	8千万円以上で従業員数が10人超	7億円以上で従業員数が30人超	14億円以上で従業員数が50人超
卸売業以外の業種	5千万円以上で従業員数が10人超	4億円以上で従業員数が30人超	7億円以上で従業員数が50人超
割合	0.60	0.75	0.90

②直前期末1年間における取引金額に応ずる割合

	小	中	大
卸売業	2億円以上25億円未満	25億円以上50億円未満	50億円以上80億円未満
卸売業以外の業種	8千万円以上7億円未満	7億円以上14億円未満	14億円以上20億円未満
割合	0.60	0.75	0.90

税務署からのお知らせ

- ◎ 申告はもれなく、正しく、お早めに！
所得税の確定申告は2月16日(木)から3月15日(木)までですが、3月に入りますと大変混雑致します。相談・申告書の提出は、お早めをお願い致します。

なお、申告書の提出は郵送でも受け付けておりますが、申告書の控が必要な方は、必ず返信用封筒と切手を同封して下さい。

また、休日・夜間などの申告書の提出は、税務署玄関前の『時間外文書収受箱』をご利用下さい。

- ◎ 申告書(控)はボールペンでご記入下さい。

- ◎ 申告書はご自分で作成していただくことになっております。

税務署では代筆は行っておりません。

相談される方は、必要な書類を整理・集計してご来署下さい。

なお、計算用具、筆記具はお持ち下さい。

- ◎ 税務署の駐車場は使えません。

税務署の駐車場は、1月上旬～4月上旬の間、プレハブの相談会場を設置しますのでご利用できません。

また、付近一带は駐車禁止のため車でのご来署はご遠慮下さい。

- ◎ 電話での相談！コンピューターでお答えします。

☎(東京) 03-32213-2222

(横浜) 045-641-2222

なお、ご利用の際は、タックスアンサーコード表(町田税務署・法人会事務局で配布)をお使い下さい。

- ◎ 税務相談室をご利用下さい。

東京国税局 ☎03-32221-5430

八王子分室 ☎0426-26-5105

立川分室 ☎0425-26-0655

- ◎ 納税証明書その1(税額用)、その2(所得金額用)を請求される方へ！

平成6年分の納税証明書を請求される方は、申告書を提出される前に受付にお申し出下さい。また、後日請求予定の方は、4月中旬以降にお願い致します。

『にせ税務職員』に御用心！

いかにも、税務署や法人会等と関係があるかのような話しぶりで入会金を取ったり、高額な本(テキスト)を売りつけたりする業者が横行し、被害にあっている新設法人の方が頻繁に発生していますので、御用心ください。

税務署や法人会では、虚偽あるいは誤認のおそれのある訪問販売には十分注意しておりますが、特に新設法人の皆さんは、よくお確かめください。

なお、不審に思われたら直接契約せず税務署や法人会に御相談ください。

一部の申告書の様式が変わります

- ① 法人税申告書・法人事業概況説明書 A 4 版
- ② 消費税申告書 A 4 版
- ③ 個人事業者の消費税申告書 A 4 版
- ④ 所得税徴収高計算書（納付書） 縦11cm 横21cm

○ 切り替え時期

- ①については、平成6年10月1日以降終了事業年度分から
- ②については、平成6年10月1日以降終了課税期間分から
- ③については、平成7年1月提出分から
- ④については、平成7年1月納付分から

○ 個人の確定申告書等は、現行様式のままです。

- ◎ 申告に当たっては、町田税務署からお送りした用紙を使用させていただき
 お願いします。

給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書の様式

国庫金 納付書 (納付書)		給与所得・退職所得等の 所得税徴収高計算書		⑧ 領収済通知書		(記入例) 1234567890										
91	平成 年 月 日	税務署名	税務署番号	000	2211	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
区分	支払	年	月	日	入	年	月	日	内	年	月	日	内	年	月	日
俸給・給料等 (01)																
損金処分賞与 (02)																
日雇労働者の賞金 (06)																
退職手当等 (07)																
税理士等の報酬 (08)																
益金処分賞与 (03)																
同上の支払 確定年月日																
住所 (所在地) (電話)					年末調整による 不足税額 (04)		円									
氏名					年末調整による 超過税額 (05)		円									
印					本 税		円									
納付書 納付特別分					延滞 税		円									
郵便					合計額		円									
					○ 合計額の金額欄には必ず「¥」字を記載してください。											
					あて先		取りまとめ郵便局									
							郵便局									
							左記の合計額を徴収しました。									

短歌 俳句欄

短歌

(株)飯田機械産業 飯田 重利

紅葉せる尾根越え行けば海ひらけ

海風に乗りハングライダー飛ぶ

暁の光に赤き磯波が

暗き岬をつつみうち寄す

(株)久美堂 井之上久子

“文化祭”趣味の活動交流に

二十四団体参加のありぬ

人形や、造形盆栽、刺繍など

技極まれる展示に魅かれつ

(株)八木商店 八木きよ子

庭先の黄菊白菊とりまぜて

佛に供える朝のひととき

草花の枯れて落行く秋深し

柿の実の色夕日にはえて

(有)なるとや 友野 忠汪

我が街の人の流れは二割減

あせる心に店はさからう

不況下にふるい起こせよ我が知恵^{あたま}

お客の心いかに採らえん

俳句

(株)宝永堂 三橋 國民

霜月口切りの茶席にて

ははそはの母のおもかげのしあわび

いならばしひとひとを見ずのしあわび

(株)日経コンサルタント 丸山 藤夫

驛頭の勧誘に酔ふ紅葉狩り

天空に富士の初雪輝けり

(株)アローエンタープライズ 矢沢 武

旅のしをり(カナダ)

秋日ざし神の熊彫るカナディアン

凍つ湖の空果しなしエメラルド

鮭釣のライセンス厳し秋の雷

(株)三興 洪谷 清

種しろにもならぬ小豆を挽ぐ日暮れ

末枯れの野の残照に影たたず

(有)今井事務所 今井 順子

山裾のもやに一聲冬の鴝^{とくろ}

葎^{むら}より首をのばして石路の花

(株)岩沢商会 岩澤 正義

また一台救急車とぶ夜寒かな

(株)町田電子計算センター 土方いよ子

返り花出逢ひはいつも突然に

毛糸編む多感な少女のイヴの夢

さりげなく奥行き見せるこぼれ萩

(株)昌電舎 佐瀬さち子

湧水に落葉しずめて山静か

立冬やツーンと伝わる指のキズ

(有)加藤電機 加藤美恵子

児の笑みの日々に新らし青みかん

人波の流れにまかす酉の市

丸昭シルク(株) 堀内 判子

綿入れの幾年ぬくもり捨てがたし

病む人に涙こらへし柿の艶

(株)堤ビル 堤 敏子

眼鏡ふく明日を透かせて秋落暉

その先の先に滝ある地図の冷え

挑戦してみませんか

次の文に誤りがあれば、直してください。

(これは昨年11月21日開催の東京法人会連合会会報作成研修会で出題されたものです。ふだん会報の作成に携わっている人も、この問題がすらすらと解けたかどうか。どうぞ皆さんも挑戦してみてください。)

- | | |
|---------------|----------------------|
| ① 聞いた風な口をきく | ⑪ パターの距離間をつかむ |
| ② 甲子園で苦敗をなめる | ⑫ 人間を創造する高い使命観を感じる |
| ③ 心気一点ががんばる | ⑬ 押し着せ練習をきらった自立性の芽ばえ |
| ④ 短刀直入にいうと | ⑭ 一鳥一石には解決できない難問題 |
| ⑤ 衆人監視のなかで | ⑮ 大統領の亡名事件 |
| ⑥ 荘荘たるメンバー | ⑯ まさに獅子心中の虫とは彼のことだろう |
| ⑦ 相手の気先を制する | ⑰ 写真を修正する |
| ⑧ サービス万点の店 | ⑱ 賊が浸入した |
| ⑨ 快心のホームランを放つ | ⑲ 植物を鑑賞する |
| ⑩ 経済の動行に注目する | ⑳ 振るってご参加下さい |

解答 (誤→正)

①聞いた風→利いた風 ②苦敗→苦杯 ③心気一点→気一転 ④短刀直入→単刀直入 ⑤衆人監視→衆人環視 ⑥荘荘たる→錚錚たる ⑦気先→機先 ⑧万点→満点 ⑨快心→安心 ⑩動行→動向 ⑪距離間→距離感 ⑫使命観→使命感 ⑬押し着せ→お(御)仕着せ ⑭一鳥一石→一朝一夕 ⑮亡名→亡命 ⑯獅子心中→獅子身中 ⑰修正→修整 ⑱浸入→侵入 ⑲鑑賞→観賞 ⑳振るって→奮って

都税ガイドブック外国語版あります

都税ガイドブック94年度の韓国語版・中国語版・英国語版を当事務局にも備えてあります。ご利用ください。

確定申告は2月16日からです

2月16日は所得税確定申告の初日です。ことしも婦人部会が「甘酒サービスコーナー」を設けて、初日申告の方をお待ちしています。

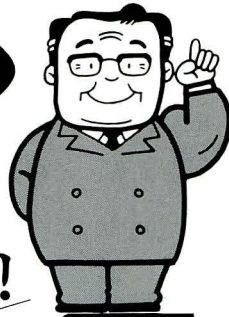


法人会のシンボルマークです。
カラーはマリンブルー。

社 団 法 人 町田法人会会報 第50号
 発 行 年 月 日 平成7年1月20日
 発 行 所 社団法人 町田法人会
 東京都町田市原町田3丁目4番4号
 TEL 0427 (26) 2453 FAX 0427 (24) 5853
 発行人 社団法人 町田法人会会長 石井儀一
 編集人 社団法人 町田法人会 広報委員会

新登場

責任にスライドして
安心も毎年パワーアップ!!



遞増型 の 新しい企業保障プラン

法人会の経営者大型総合保障制度

企業保障プラン

保険料は一定のままで、保障額が毎年増加します。

※過増定期保険の死亡保険金額は、2年目から毎年、基本保険金額の一定割合ずつ(5%または10%)増加します
ただし、基本保険金額の4倍を限度とし、限度額に達した場合には、以後定額となります

法人が負担した保険料は、一定の範囲で損金に算入できます。

※現行の法人税基本通達には過増定期保険に関する規定はありませんので、上記のお取扱いについては、現行の定期保険・長期平準定期保険の規定によります。今後の法人税基本通達等により異なった取扱いになる場合もあります

- 最長85歳までの長期保障、保険料は満期まで一定。
- 退職金、功労金などの財源として利用できます。
- 入・通院、手術から付添看護まで幅広い保障。
- 海外での事故・病気も保障。(海外アシスタンスサービス制度あり)
- 国内・海外での救援者費用も保障。
- 女性医療特約により女性特有の疾病による入院も保障。

引受会社

DAIDO 大同生命

八王子支社町田営業所/町田市中町1-1-16
(東京建物町田ビル8F) TEL 0427-22-5756



AIU

八王子支店/八王子市東町7-3
TEL 0426-44-3151